伊勢赤十字病院　多目的ホール及び会議室等の使用に関する規程（外部向け）

（総則）

第１条　この規程は、伊勢赤十字病院（以下、「当院」という。）が、近隣自治会等（以下、「自治会等」という。）又は営利を目的とする団体（以下、「団体」という。）の求めに応じ、多目的ホール及び会議室等の使用を許可する場合に必要な事項について定めることを目的とする。

（使用目的）

第２条　自治会等が、多目的ホール及び会議室等を使用する場合は次の用途に限定する。

（１）自治会等の総会及び役員会等の諸会議

（２）自治会等の健康増進に関する諸活動

（３）その他自治会等が関係する行事で病院が認めたもの

（営利を目的とする団体の使用）

第３条　前条の規定にかかわらず、団体が主催又は共催するものであって、当院職員が参加する学会・セミナー・勉強会等については、院長の承認を受けて多目的ホール及び会議室等を使用することができる。

２　第７条第２項に規定する支払いが期日までに確認出来なかった場合は、原則、今後の使用を認めないこととする。

（事務局）

第４条　多目的ホール及び会議室等の使用に関する事務局は総務課とする。ただし、夜間及び休日については事務当直者が代行する。

（使用手続き）

第５条　多目的ホール及び会議室等の使用を希望する自治会等又は団体は、事務局に連絡し所定の様式にて申し込む。申込期間は２カ月前から２週間前とし、日程調整については事務局の責任のもと協議する。事務局は事業内容等を審議し、多目的ホール及び会議室等の使用を認めない場合は、予め連絡する。

２　第３条に定める用途の場合、主催又は共催する団体の所属者は、当院防災センターにて、入館許可申請を行い、入館許可書を借用すること。

３　使用を取りやめる場合は、2 週間前までに事務局に連絡すること。

（使用上の留意事項）

第６条　多目的ホール及び会議室等を使用しようとする者は、次の事項に留意するものとする。

（１）私的な会合、定期的な会合、趣味的な活動には使用できない。

（２）宗教的な催し物などには使用できない。

（３）原則として飲食は禁止する。

（４）使用時間は、原則として平日は 17：00 から 21：00 まで、休日は 9：00 から 17：00 までとする。

（５）使用を終了した時は、多目的ホール及び会議室等を現状に回復して返還しなければならない。破損等があった場合は必ず届け出、弁償すること。

（６）使用後はすべての会場使用者の退去を確認し、会場から共用エリアまでの施錠を行うこと。

（７）病院入り口から、会場の入り口までの案内、会場内設備の準備は、申請者が行うこと。
（８）多目的ホール及び会議室の器材等の操作に関する案内、相談は当院では対応しない。
（９）インターネット回線の貸出は行わない。
（１０）第２条又は第３条の規定により使用を承認した場合であっても当院の業務遂行上必要な場合は、その承認を取り消すことがある。

（施設設備等使用料金等）
第７条　第２条の規定に基づく使用の場合の施設設備等使用料金等（以下、「料金」という。）は無料とし、第３条の規定に基づく場合は別表に定めるところによる。
２　支払いは、使用者に対し、請求書を交付し、請求書交付の翌々月の末日までに振込みにて支払うこととする。この場合において、希望があれば領収書の発行を行う。
３　料金は、申請された使用開始時刻を始期とし、入館許可書および会場の鍵の返却時刻を終期とする。ただし、入館許可書、会場の鍵の返却時間が異なる場合は、返却時間が遅い時刻を終期とする。
４　終了時刻を 10 分以上超過した場合は、１時間単位で追加の料金を別途支払うものとする。
５　予定よりも短時間で使用を終了した場合も申請に基づき料金を請求する。
６　第５条第３項における連絡がなかった場合は、団体については申請に基づき料金を請求する。
７　第６条第１０項による場合以外は、原則として、申請に基づき料金を請求する。

（損害賠償の義務）
第８条　自治体等又は団体は、故意又は過失により、対象施設及び附属設備を損傷し、又は滅失した時は、管理者の指示するところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、相当の理由があると認められる時は、全部又は一部を免除することがある。

（その他）
第９条　この規程にないものは事務局に協議すること。

附　則
この規程は平成２４年　１月　１日から施行する。

附　則
この規程は平成２５年　４月　１日から施行する。

附　則
この規程は令和　５年　９月　１日から施行する。

附　則
この規程は令和　５年１２月　５日から施行する。

附　則
この規程は令和　７年　１月　６日から施行する。

附　則
この規程は令和　８年１１月　１日から施行する。

別表

会議室貸出料金一覧

【基本料金及び施設設備】

会議室等名称	貸出料金(税抜き) （１時間あたり）	人数	設備状況		
			音響設備	ｽｸﾘｰﾝ	ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾀｰ
やまだホール	20,000円	150人	×	天吊有	天吊有
会議室⑦	15,000円	70人	×	天吊有	天吊有
会議室④	10,000円	15人	×	×	×

＊ 貸出料金には別途消費税がかかります。